

平成25年(ラ)第463号 即時抗告申立事件

抗告人 253名

相手方 関西電力株式会社

証拠説明書

2013(平成25)年7月12日

大阪高等裁判所 第11民事部 御中

抗告人ら代理人

弁護士 冠 木 克 彦

弁護士 武 村 二 三 夫

弁護士 大 橋 さ ゆ り

弁護士 高 山 巖

弁護士 瀬 戸 崇 史

弁護士 谷 次 郎

甲 号証	標 目 (原本・写しの別)	写 し	作 成 年 月 日	作 成 者	立証趣旨	備考
甲182 の1	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 (抄)	写し	平成25年 6月28日	原子力規制委員会	原子炉等規制法第43条の3の6第1項4号でいう原子力規制委員会規則で定める基準としてこの規則が定められている事実。 第3条において「設計基準対象施設の地盤」が、第4条において「地震による損傷の防止」が、第5条において「津波による損傷の防止」がそれぞれ定められている事実及びその内容。	
甲182 の2	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 (抄)	写し	平成25年 6月19日	原子力規制委員会	甲182の1の解釈が定められている事実及びその内容	
甲183	敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド	写し	平成25年 6月19日	原子力規制委員会	基準地震動及び基準津波の策定並びに地盤の安定性評価等に必要調査及びその評価の妥当性を厳格に確認するためにガイドが定められている事実及びその内容	